

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

決算審査特別委員長 上杉 育子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案番号	付託事件名
議案第126号	<p data-bbox="403 734 1166 768">令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p data-bbox="403 824 1449 902">本案は、令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p data-bbox="435 913 1270 947">審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p> <p data-bbox="435 958 1331 992">なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。</p> <p data-bbox="403 1003 560 1037">[指摘事項]</p> <p data-bbox="403 1048 711 1081">1 組織体制について</p> <p data-bbox="435 1093 1449 1350">当該年度の組織体制において、前年度が終わる直前に部制から課制へと変更する方針が決まったことは、行政運営に対しマイナスの影響が大きかった。また、審査を通じて、担当課及び担当者間の連携不足が複数確認されたが、これは組織の問題というより、共有する課題に対する姿勢の問題であると思料する。調整窓口はどこなのかを整理するとともに、縦割り行政の弊害を打破し、連携できる体制を構築するよう改善を求める。</p> <p data-bbox="435 1361 1430 1440">さらに、人事異動は時として組織の業務継続に支障を来すことがある。特に幹部職員の異動については慎重な対応を求める。</p> <p data-bbox="403 1496 1015 1529">2 市長部局と教育委員会のあり方について</p> <p data-bbox="435 1541 1449 1709">当該年度9月定例会に提案された学校給食センター業務委託関連予算は賛成者なしという極めて憂慮すべき事態となった。また、11月には一般財団法人佐渡文化財団に対して市長名で業務改善指導が出されるなど、組織としての意思決定に相次いで問題が起きている。</p> <p data-bbox="435 1720 1449 1888">教育委員会は独立した行政委員会であり、市長部局への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保することを定められた組織である。市長部局及び教育委員会は前述の2つの事例を教訓として、何が市民にとって重要なのか議論を尽くしてから意思決定を行うことを強く求める。</p> <p data-bbox="403 1944 831 1977">3 最上位計画の立案について</p> <p data-bbox="435 1989 1449 2058">平成31年度で終了する佐渡市将来ビジョンを引き継ぐ計画の策定は、結果として当該年度中に実現されず、市政運営方針を失うという事態となり</p>

反省を促したい。

市を取り巻く多くの課題を解消するには、各分野に存在する個別計画の着実な推進及びそれら計画が複雑に関わることへの整合性を図る必要がある。今後の計画策定に当たっては、市民の各年代・性別・職種・地域のバランスに配慮しながら意見を真摯に聴取し、明るい希望の持てる計画とされたい。

4 委託事業全般について

業務委託の内容が事業の目的に沿ったものか検証が不十分であり、市直営の場合と異なり委託料の積算根拠が不透明である。また、事業の効果測定も委託先の実績報告により行われるため費用対効果が不明瞭であると指摘する。よって、担当課は説明責任を果たす努力をすべきである。

5 出資団体について

市は出資団体に対して団体の事業及び運営の公益性、公平性、透明性を保つため指導監督する責務がある。出資団体に対する市の関与について判断基準や統一的な基本方針を早急に策定すべきである。

6 総務課

(1) 職員管理について

定員管理において、一般会計職員数は目標より削減が進んでいることは評価する。しかし、将来の行政経費削減の必要性及び類似団体との比較をするとさらなる人件費の圧縮が求められる。働き方改革を推進し、業務の優先順位を検討することなどにより、長時間労働解消も併せた取組を図られたい。

(2) 職員研修について

類似団体に比して研修費が少ないとの説明であったが、質の高い職務遂行を目指して研修の種類や対象者を増やすよう取り組まれたい。

(3) ハラスメント対策について

ハラスメント対策を十分に講じること。また、市に相談窓口を設置するなど、出資団体についても市に準じた対策で対応できる体制を整えること。

7 防災管財課

財産管理について

普通財産の活用、処分及び借地の解消については、議会から再三にわたり指摘しているが、一向に改善の気配が見えない。早急に計画を定め取り組むことを求める。

8 企画課

(1) 国の補助事業について

補助事業を活用して判明した課題及び改善点を関係省庁にしっかりと要望すること。また、補助事業を積極的に活用することによる企画を進

められたい。

(2) 行政改革推進委員会について

任期2年間で議論できる範囲を市長諮問とし答申を求めること。また、市民からの多様な意見が反映されるよう、委員の人选に当たっては任期の制限を設けるなど検討されたい。

(3) 男女共同参画推進事業について

本事業は、職場を対象とした形式的な啓発活動に留まっており、全ての市民が対象となっているとは言い難い。よって、事業の遂行は市民生活課など人権政策を担っている担当部署に移管するべきである。

9 財政課

(1) 補助金適正化に向けた効果検証について

補助金適正化に向けた効果検証一覧の可否結果について、当該年度は補助金要綱が終期となるため各課とのヒアリングが実施された。補助金事業が適切に執行されたのかをチェックするうえで非常に有効な取組であるため、今後についても実施することを強く求める。

(2) 契約について

委託事業は、入札機会の公平性、委託料の公正性の観点から原則として一般競争入札を行うべきであるが、1者見積りによる随意契約を複数年継続しているものが多く確認された。特殊事情を決裁する現行の仕組みは、客観性を担保するには不十分である。市民から疑念を持たれぬようその手法について改善を求める。

また、プロポーザル方式による契約については、他市の取組などを研究のうえ、公募型プロポーザル方式事務マニュアルを整備し、市民の信頼を得るため透明性・公平性を確保できるよう努めること。加えて、新規契約時には、定型的な契約以外について、財政課でリーガルチェックを行うよう改善すべきである。

10 市民生活課

(1) 温泉・地域活性化事業について

本事業は、温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、その取組の主なものには観光振興的要素が強く、集客や収益増には繋がっていないと史料する。また、この協議会は補助金を交付する市自身が事務局となっており不適切であると指摘する。温泉活性化協議会には、島民の健康増進に向けた取組を行うなど、抜本的な事業の見直しを再度求める。また、早急に温泉ビジョンを策定すること。

(2) 医療技術者奨学資金貸付金と人材確保について

私立の養成校は授業料等が高額であることから制度維持の必要があると史料する。人材確保策としてUターンなどで市内医療機関等に就職されている奨学金返済中の専門職への支援も検討されたい。また、職種別不足者数を把握するとともに、今後の推移についてシミュレーションを行い、政策立案への基本データとされたい。

11 社会福祉課

障害者外出支援事業について

本事業の福祉タクシー乗車券助成費は、定額の助成支援であり、病院から遠い地域の対象者にとって、実情に合っていないと思料する。支援の枠組みを距離に応じた算定や障害区分による基準なども加味し、再検討されたい。

12 子ども若者課

子ども若者相談事業・児童発達支援事業について

家庭児童相談員や巡回・療育支援員の活動は子育てへの不安解消などの成果が確認されている。支援が必要な子ども・若者は増加傾向にあり、相談件数は倍増している。当事者の課題解決のために人材確保及び体制強化を含め早急に対応すべきである。

13 高齢福祉課

(1) (繰明) 高齢者・障がい者向け住宅用火災警報器購入費助成事業について

更新時期が到来した高齢者世帯の火災警報器は、家電事業者の営業活動により更新が円滑に進むと予算審査の際に指摘をしていたものであるが、結果として設置目標を下回っている。予算の目的を達成するための手法として、今回の事例を参考とされたい。

(2) 特定施設待鶴荘介護報酬返還金について

12年間という長期にわたる介護保険不正請求事件の自主点検、精算及び旧職員への聞き取りの実施には637時間、人件費として実に133万7,700円を費やし、庁内業務への大きな負担となってしまったことは誠に遺憾である。また、市は介護保険事業所を監督する立場にあり、その所管施設での長期間に及ぶ不正行為は、民間事業所に対する信頼失墜に繋がりその影響は大きい。二度と同じことが起きないように取り組むこと。

14 環境対策課

(1) 環境教育・環境学習推進事業について

環境を守る環境の島エコアイランドに向けた取組が不十分であったと思料する。世界農業遺産や世界文化遺産登録に向けても「美しい島」のイメージを損なう訳にはいかない。かつて実施されていた環境フェアなどを改めて企画することにより、子どもから高齢者まで環境意識の向上を図る取組を進めるべきである。

(2) 島民一丸となった環境美化活動推進事業について

本事業は、将来ビジョンの重点事業の位置づけとして官民一体となって観光客等を「おもてなしの心」でお迎えする体制・環境を謳い、4課にまたがって3年間実施されてきた事業である。しかし、課によって観光シーズン期間中活動している部署、イベントの直前のみ活動する部署、支障木処理といった安全確保が主となっている部署など4課の活動の取組方が異なっている現状である。島民一丸となった美化運動とする

ため、さらなる市民や事業所の参加を求め、官民一体となった事業展開を図られたい。

(3) ごみ収集事業について

本事業は、合併前の業者選定が継続されているものと思料する。随意契約による契約と委託費用の妥当性について精査すること。

(4) 自然エネルギーの島構想について

本構想は、平成30年度に新潟県が打ち出した構想である。市民や関係団体等との合意形成を丁寧に行い、自然エネルギーの島構想実現のために新潟県と連携しながら推進することを強く求める。

15 世界遺産推進課

佐渡金銀山ガイダンス施設管理運営事業について

きらりうむ佐渡は、開館初年度であるが、入館者目標の55,000人を大きく下回る結果となった。世界遺産関連施設であることのイメージ醸成やPRなどにより集客増を図られたい。また、一般社団法人佐渡観光交流機構へ総合案内等の業務を委託しているが、同在している新潟交通佐渡株式会社の職員、市の職員との役割の区別ができていない。

どのようなガイダンス施設を目指すのか、総合案内業務に何を求めるかなどを協議し、委託料に見合う施設管理運営となるよう指導すべきである。

16 地域振興課

(1) 雇用機会拡充事業補助金について

過年度に採択された事業が継続不能となり補助金返還の事態に陥っている。また、令和元年度における採択率も高いことから、その継続性などについて正当に評価できているのか疑問を持たざるを得ない。よって、審査方針について再検討すべきである。今後は補助金返還処理の確実な履行と実態調査により、事業の目的を達成すること。

(2) 販売促進等委託料について

企業間連携の実践を通じ「さどまる商品」を5品制作した事業であるが、当該年度の実績はアース・セレブレーションで限定販売するに留まっている。事業終了後の継続販売を期待された事業であることから、今後の反省材料とすること。

(3) さどまる倶楽部について

設立当初からの所管は地域振興課である。運営については一般社団法人佐渡観光交流機構に業務委託している。同倶楽部の目的を明確化したうえで、所管課の役割分担を行う必要があると指摘する。

17 交通政策課

(1) 生活交通確保対策運行費補助金について

スクールワイド定期券は高校生の通学などに一定の成果を挙げていることを確認した。しかし、路線バスの運行ダイヤの少ない地域ではその恩恵が受けられない。遠隔地からの利便性確保に向けた取り組みをされたい。

(2) 空港対策事業について

県営佐渡空港の早期再開、及び滑走路 2,000m化に向け、一層の努力をすること。また、空路再開に向けた進捗状況の積極的な情報発信をすることを求める。

(3) 航路運賃低廉化事業について

家族の介護に通う島外在住者など継続的に来島される乗船者に対しても運賃低廉化が図られるよう国に対して継続して要望されたい。

18 農林水産課

(1) 森林環境譲与税について

本譲与税を活用した年度別計画を着実に策定する必要がある。森林の利活用や景観整備等、地域住民の協力を得ながら進めること。

(2) 離島漁業再生支援交付金について

漁業者の高齢化等により事業継続が困難となっている地域への支援も含めて、効果的な仕組み作りに努めること。

(3) 農地農業用施設災害復旧費について

被災復旧への支援が必要金額に対して不十分であることにより耕作放棄に繋がっている現状がある。防災減災対策の観点、及び世界農業遺産登録自治体としても、荒廃した農地を放置することは避けるべきである。関係課が連携して対策を講じるよう求める。

19 農業政策課

(1) 園芸作物振興事業について

本事業は、市単独の補助金により園芸振興を図るための事業であるが、利用状況は極めて低い。補助対象条件等を見直し、園芸規模の拡大と園芸振興を図ること。

(2) 販売網構築事業について

前年度同様、事業費の半分以上が島外販売のためのプロモーション企画等の委託料であった。農産物等の需給のマッチングや流通を一体的に行う地域商社機能の創出は実現に至らず、島内循環の仕組み作りに関しても成果は見られなかったと言わざるを得ない。事業の目的、内容等を再検討すること。

(3) 畜産振興事業及び獣医師確保について

獣医師・削蹄師等の人材が不足しており、確保に向けて努力する必要がある。加えて、島内高校生による獣医系大学への進学に繋がるようキャリア教育の充実を進められたい。

20 観光振興課

(1) 一般社団法人佐渡観光交流機構について

機構の収入の約 65%が市からの委託費や負担金となっている。随意契約ガイドラインが作成されていることは評価できるが、委託事業について理事による確認以外の監査が実施されておらず、チェック機能が不十分であると指摘する。機構内での監査業務の体制整備及び市の監査を実

施すること。

(2) インバウンド強化事業について

外国人旅行者のターゲットとする国籍を決めて事業を進めていることは理解するが、受け入れのための研修、案内看板等の取組は追いついていないと思料する。特にガイド育成を早急に強化されたい。

21 建設課

(1) 安全・安心まちづくり事業について

高齢化集落支援や地域要望は、市民生活の基盤を支える事業であり、地域からの期待も大きい。優先度のみならず地域間バランスにも配慮した対応とされたい。また、若年世代の世帯が新たに地域に定住することで高齢化率が下がり事業の対象から除外される場合があるので、制度設計の改善を求める。

(2) 災害復旧費について

災害が頻発する昨今、災害復旧は当然のこと、その防災工事についても必要であると思料する。危険箇所の点検を実施するとともに国や県への要望活動により市民生活の安全安心を図られたい。

22 上下水道課

浄化槽設置補助金について

浄化槽設置基数全体のうち単独浄化槽の割合が69.8%と高い割合であることから、下水道処理の計画的な普及に併せて単独浄化槽から合併浄化槽への更新に取り組む努力をするべきである。

23 議会事務局

事務局体制について

議事録作成業務に多くの時間と労力が割かれ、政策調査などの本来すべき業務が十分に行われていない実態がある。議事録作成を円滑にするためのシステム向上により、本来の業務が可能となる事務局運営体制とすることを強く求める。

24 監査委員事務局

(1) 一般財団法人佐渡文化財団に関する監査結果報告について

一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会負担金及び運営費補助金に係る事務執行についての市長要求に基づく監査結果公表が令和元年度を越えて新年度の4月3日となったことは誠に遺憾である。今後、同じことが起こらないよう時宜を見据えた賢明な業務遂行を強く求める。

(2) 適正かつ十分な監査体制構築について

市長要請に基づき実施された一般財団法人佐渡文化財団への監査結果により当該団体への補助金支出の問題が確認された。しかし、この監査においては平成30年度における補助金支出のみに留まり、この事態に及んだ事業推進の背景や令和元年度事業への監査には及んでいない。監査基準には財政援助団体への監査ができる規定があることから、今回の

監査報告は不十分であると思料する。

また、市が財政支援等を行うその他の団体に対しても適宜必要な監査をされたい。加えて、市民から信頼される監査委員であり続けるよう、より一層の研鑽に努めることを求める。

25 農業委員会事務局

農業委員会制度について

本制度は法律の改正により、農地利用の最適化の推進が農業委員会の中心業務と定義されるなど制度が大きく変わり3年目となったが、中心業務に沿った評価、点検が行われていない。農業委員と農地利用最適化推進委員の職務分掌をしっかりと認識し、制度の活用に努めることを強く求める。

26 学校教育課

(1) 学校給食センター調理・配送業務委託について

当初予算に計上していない学校給食センター給食業務及び配送業務委託は、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の開始を見据えて、9月に補正予算に計上提案されたものである。保護者説明会終了前での業者選定など、配慮に欠ける対応では事業に対する信頼関係を構築させることはできないものとする。経費削減効果についても、市全体の人件費で見れば大幅な負担増であることが分かっていたにもかかわらず、市長部局からの「期限厳守」という強い指示の下、変更なく予定通りの実施を進めていたことは誠に遺憾である。これはガバナンスの欠如から起こった事態であり、今後このようなことがないよう厳しく指摘する。

(2) いじめ及び不登校について

いじめ件数は前年比の3倍に増加し、不登校児童生徒数も高い割合で推移している状況である。しかし、教員の多忙化からその対応が十分にできていない現状があると思料する。課題解決のためにスクールカウンセラーなど専門家の人材確保や体制強化を含め、子どもたちを取り巻く環境を早急に改善するよう強く求める。

(3) 適応指導教室（あすなろ教室）について

本教室は、令和元年度の拠点を現行の真野図書館から畑野行政サービスセンターに新設する総合教育センター内に移す方針が利用者の意向を聞かずに決められた経緯がある。しかも、2月末に突然保護者に説明され、大きな困惑と反対にあったことから、拠点を2箇所としたものの、結局新設した場所での利用実績は無かった。不登校児童生徒はいつでもどの地区でも予測されること、また両津、相川、南部地区に拠点拡充の要望が挙がっていたことから、児童生徒や保護者の希望を調査したうえで、実態に合った計画を展開するよう強く求める。

(4) 奨学金貸与事業について

本事業は、貸与希望者が多く、毎年約3億円の予算が必要となっている。財源である教育文化振興基金が近年中に枯渇することが想定されており、シミュレーションが不十分であったと思料する。事業継続できるような見直しをすることを強く求める。

	<p>(5) 文化・体育活動費支援事業について 教育分野に離島格差を反映するべきでないと思料する。遠征経費については、保護者負担が過大とならないように配慮すること。</p> <p>27 社会教育課</p> <p>(1) 一般財団法人佐渡文化財団について 市監査委員より平成30年度事業に対して厳しい指摘を受けている。令和元年度においても、予算消化のために事業を継続している感がぬぐえない。 また、事業費に占める収入は結果としてほとんどが公金で賄われていた。このような実情にありながら理事や評議員にこの財団の目的を遂行する意志が見て取れないことは誠に遺憾である。担当課におけるチェック体制を早急に改善するよう強く求める。</p> <p>(2) 社会教育事業について 令和元年度から支所・行政サービスセンター長が地区教育事務所長を兼任することとなったが、著しい事業の発展は見られなかった。市生涯学習推進計画の早期策定を進め、地区教育事務所と地区公民館及び活性化支援隊の連携を図り、ソフト面での活動強化を図られたい。</p>
議案第127号	<p>令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第128号	<p>令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第129号	<p>令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第130号	<p>令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。 なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。 [指摘事項] 公共下水道整備計画は、今後の人口の減少を十分に踏まえ、市民にかかる負担を増やさぬよう計画の見直しを図ること。</p>
議案第131号	<p>令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について</p>

	<p>本案は、令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第 132 号	<p>令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第 133 号	<p>令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
議案第 134 号 議案第 135 号 議案第 136 号 議案第 137 号	<p>令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>以上 4 議案は、令和元年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>当該地区の市民との合意形成を図り、可及的速やかに財産区の解消に努めることを強く求める。</p>
議案第 138 号	<p>令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>相川病院のあり方について</p> <p>今後、大規模な修繕が必要であることから、市としての医療構想に鑑みて、相川病院の修繕計画を策定すべきである。医療機関は市民生活の安全安心に繋がる重要な生活インフラであり、経営安定に向けた対応策の検討を行うことを求める。</p>
議案第 139 号	<p>令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、令和元年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。</p>

	<p>なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>監査委員に指摘されたように、合併前の簡易水道特別会計の台帳が未整理であったことによる資産の計上漏れや引当金繰り入れ処理などで、不適切な事務処理があったことは誠に遺憾である。事務処理におけるチェック体制の確立とともに、公会計から企業会計に移行していることを理解し、複数担当制による内部統制手続きなどの民間手法を導入することにより、決算手続きに遺漏がないよう強く求める。また、市の地理的特徴による水道管延伸や水道施設の建設、維持及び簡易水道施設の接続が水道料金に反映していることについて市民の理解を求めるよう努力すること。</p>
--	--